

第2号議案 広島市地域公共交通計画「別紙」（令和8年度計画）の策定について

1 計画期間 令和8年度（令和7年10月1日～令和8年9月30日）

2 現計画（令和7年度）からの変更点

(1) 計画の記載内容等の簡略化

現計画は、国庫補助事業「地域公共交通確保維持事業」の申請を行うに当たり、地域公共交通活性化再生法の改正（計画と補助の連動化）への対応として、旧地域内フィーダー系統確保維持計画を基に、補助対象路線等を地域公共交通計画の別紙として位置付けたものであるが、記載内容等が多いことから、広島市地域公共交通活性化協議会（以下、協議会という。）や本分科会での審議等が煩雑となっていた。このため、当該事業の補助金交付要綱で最低限必要とされている項目に記載内容等を絞り、審議の効率化を図るものである。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

（地域公共交通計画）

第17条（略）

2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。

一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者

三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

第3節 車両減価償却費等国庫補助金

（地域公共交通計画）

第21条 活性化法法定協議会は、本節による補助を受けようとする場合には、第7条第2項各号、第17条第2項各号又は第18条の6第1項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を具体的に記載したものを、地域公共交通計画に添付するものとする。

一 車両の取得に係る目的・必要性

二 車両の取得に係る定量的な目標・効果

三 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者

四 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額

(2) 軽微な計画変更の場合における協議会等の審議省略に必要な対応

従来、運行ルートの変更等で計画変更が生じた場合には、その都度、協議会や分科会を開催していたが、当該事業の実施要領を踏まえ、協議会において、「軽微な変更については、変更の都度、協議会を開催しなくても協議会の議論を経たものとして取り扱う」旨の包括的な合意を得るため、令和7年3月21日（金）の協議会に諮ることとする。

また、本分科会においても、協議会と同様の取扱いとすることとする。

このため、令和8年度計画（表1）に、「乗合タクシーの地域協議会において、利用状況や地域の要望を基に運行ルートや運行日等の変更が生じる可能性がある。また、道路工事等に伴う交通規制によって、運行ルートや運行日数に変更が生じる可能性がある。」旨を追加する。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領

2. 地域公共交通確保維持事業について

(1) 陸上交通に係る確保維持事業

②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減

・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減

・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減

・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減